

## ベトナムの農業・稲作と土地制度

日時：令和5年11月14日（オンライン開催）

国際領域 主任研究官 岡江 恭史

本報告会では、ベトナムの農業・稲作と土地制度について筆者が報告しましたので、その概要を紹介します。

## 1. ベトナムの稲作と新しいコメ政策

1980年代からの市場経済化によって、ベトナムは現在世界有数のコメ輸出国となりました。ベトナムにとってコメは重要な輸出産品であるとともに国民の主食でもあるため、米価の上昇は稲作農家の所得向上や外貨獲得の面では望ましい一方、都市住民の生活には打撃であり労働者の人件費高騰も工業製品の輸出競争力の面で不利益をもたらすという矛盾を抱えています。それが2007～08年の世界的な米価急騰で顕在化しました。このときベトナム国内の米価も高騰し、それが国内物価全体の高騰をもたらしました。そのためベトナム政府はコメの輸出規制を行い、それがさらに国際米価の高騰をもたらしました。

この混乱を受けて、その後①水田の転用規制、②備蓄施設の強化、③零細業者淘汰、④価格支持策の導入、という新たなコメ政策が講じられることになりました。これまでの市場経済化の方向に反するこれらの規制策は、生産安定・流通効率化・備蓄強化による物価安定が主目的であると思われますが、市場経済化によって復活した華僑商人への対策という点も考えられます。2023年はインドのコメ輸出規制によって国際米価が高騰しましたが、2007～08年の時と違って、ベトナムは輸出規制を行いませんでした。それどころか、2023年は輸出货量・輸出額ともに過去最高を記録しました。この点から、新政策は一応の「成功」と言えると思います。

## 2. ベトナムの土地制度

ベトナムの農地は、1993年に全面改正された土地法によって、土地の全人民所有（国家による統一的管理）の原則を維持しながら、20年間の土地使用権が個人に分配されました。この「使用権」は、交換・譲渡・賃貸・相続・抵当する権利も含み、期限が来た2013年に改正された土地法では1993年にさかのぼって50年間の使用権が認められるという形で継続して使用が認められました。このように個人の土地私有権が事実上認められているといえます。

近年ベトナム政府が大規模経営を認める政策を展開しているにもかかわらず、経営規模の拡大は進んでいません。その理由の一つに農地の分散錯雑状態があげられます。1993年の農地分配時には、その地方（行政村）ごとに農業人口一人あたりの面積が等しくなるように均等に分けられました。特に北部では、面積のみならず土地等級（地味）ごとの平等性も追求されたため、ただでさえ小さい農地がさらに細分化されました。この状態を解消するために、2003年と13年からの2回にわたって農地の交換分合が行われました。これは分散した農地の地片（筆）を農家同士で交換させて集積させる政策です。

例えば筆者が調査した北部紅河デルタのハイズオン省の村でも世帯当たりの平均筆数が減ってきました。しかしこれは、各世帯の分散していた農地が1～2か所に集約されたことによるもので、特定の専業農家に農地が集約されたわけではありません。それどころか、交換分合によって耕作がしやすくなったために、それまで大規模農家に貸していた水田を取り戻して自ら耕作する農家もみられました。非農業就業機会が増えているにもかかわらず多くの世帯が自らの農地を手放さないのは、市場経済化における変動リスクに直面している村人にとって、分配された農地が最低限の生活保障となっている事実があります。



当日の様子

(左) 井上莊太郎総括上席研究官（司会者）、（右）筆者（報告者）

## 【参考文献】

岡江恭史（2022）「ベトナムの農業と土地制度」長友謙治・河原昌一郎・岡江恭史著『改革30年 農業と土地制度—ロシア・中国・ベトナム—』筑波書房。